

応募要領(職務内容書)

国民年金基金連合会 理事

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、国民年金法に基づき設立された72の国民年金基金（以下「基金」という。【※】）の中途脱退者（基金の加入員資格を60歳になる前に喪失した加入者の方で、加入期間が15年未満の方をいいます。）の方への年金支給に関する業務、各基金の行う業務を支援するための共同事務処理に関する業務及び積立金の管理運用に関する業務並びに確定拠出年金法に基づく個人型確定拠出年金（個人型年金）に関する業務を行っています。

公募に当たっては、連合会の業務の適正な運営並びに国民年金基金制度及び確定拠出年金制度の適切な運用に必要な学識経験を有しており、連合会事業を的確に統括、管理する能力を有する人材を求めています。

※ 平成31年4月に72基金のうち69基金が合併し、全国国民年金基金が発足します。

1 機関名:国民年金基金連合会

【法人の業務概要】

連合会は、国民年金法に基づき設立された72の基金の中途脱退者の方への年金支給に関する業務、各基金の行う業務を支援するための共同事務処理に関する業務及び積立金の管理運用に関する業務並びに確定拠出年金法に基づく個人型確定拠出年金（個人型年金）に関する業務を、厚生労働大臣の認可を受けて行っています。

2 ポスト:理事3名

任期：平成31年4月上旬の連合会役員選挙評議員会・理事会において選任された日から2年間

3 職務内容

(1) 常勤の理事として、連合会全体の業務処理状況を常に掌理し、連合会の重要な業務運営方針の立案に参画するとともに、国民年金法、確定拠出年金法、連合会規約及び理事会・評議員会の議決に基づき、連合会が行う以下の業務を行います。

- ・ 総務管理、労務管理に関する業務
- ・ 予算、決算、経理全般及び契約事務の運営管理に関する業務
- ・ 中途脱退者の年金支給に関する業務
- ・ 各基金の行う業務を支援するための共同事務処理に関する業務
- ・ 国民年金基金財政の長期的安定に関する業務
- ・ 年金数理に関する業務
- ・ 積立金の管理運用に関する業務
- ・ 基金の啓発・広報に関する業務
- ・ 個人型確定拠出年金（個人型年金）に関する業務
- ・ その他必要な業務

(2) 「6 選考方法」の(3)役員への選任手続に記載した手続を経て役員に選任された場合の具体的な職務は以下のとおりとなります。

○ 理事長の職務

連合会を代表し、連合会の業務を総理します。

○ 理事 A（常務理事）の職務

理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときにその職務を代行し、連合会の業務処理を総括するとともに、主として以下の業務を掌理します。

- ・ 総務管理、労務管理、予算・決算等の経理事務に関すること
- ・ 基金に関する連合会業務の企画・調査に関すること
- ・ 中途脱退者の年金支給に関する業務、各基金の行う業務を支援するための共同事務処理に関する業務の円滑な推進に関すること
- ・ 基金の啓発・広報に関すること
- ・ 個人型確定拠出年金（個人型年金）に関すること

○ 理事 B（運用執行理事）の職務

理事長を補佐し、連合会の業務のうち、主として以下の業務を掌理します。

- ・ 国民年金基金財政の長期的安定に関すること
- ・ 年金数理に関すること
- ・ 積立金の管理運用に関すること

4 必要な資格・経験等

(1) 必要な資格・経験等については、以下のとおりとします。

- ・ 原則として 65 歳（平成 31 年 4 月 1 日時点）までとする。
- ・ 国民年金基金制度のさらなる普及・発展に対する強い意欲が認められるとともに、連合会の業務を的確に実施することができる識見、経験、先見性、実行力及び責任感を有すること。
- ・ 中途脱退者への年金支給に関する業務及び積立金の管理運用に関する業務等、連合会における適正な運営並びに国民年金基金制度及び確定拠出年金制度の適切な運用に必要な学識経験を有していること。
- ・ 民間や公的組織等において管理者としての経験を有するなど、全国規模の組織を的確に統括し管理することができる経験・能力を有していること。
- ・ 中立性・公平性を確保し、利害関係者との誤解を招くような接触を慎むことができるなど人格高潔で高い倫理観を有していること。

(2) 応募者には、(1)の資格・経験等を有するとともに、「3 職務内容」に記載した理事の職務内容を担うのにふさわしい人材を求めます。

5 勤務条件(正式な役員選任後)

- ・ 勤務形態 常勤
- ・ 勤務地 国民年金基金連合会（東京都港区六本木 6-1-21）
- ・ 勤務時間等 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与 年収約 15,000～18,000 千円程度
（役員給与規程に基づき支給）
- ・ 福利厚生 健康保険、厚生年金保険、健康診断

6 選考方法

(1) 1次選考（書類選考）

「履歴書」及び「自己アピール文書」による書類選考

選考結果は、平成31年2月下旬までに、その合否を応募者全員に郵送にてご連絡します。

(2) 2次選考（面接選考）

連合会評議員及び外部有識者からなる選考委員会による面接を3月上旬に行う予定ですが、詳細は1次選考合格者に対し個別にご連絡します。

2次選考の結果は、2次選考終了後、その合否を2次選考を受けた方全員に郵送にてご連絡します。

(3) 役員への選任手続

○ 2次選考合格者は、平成31年4月上旬に開催される「国民年金基金連合会役員選挙評議員会」における理事選任の候補者となります。

○ 理事長は、その後に開催される理事会において、理事による選挙により選任されます。

また、「常務理事」と「運用執行理事」は、理事長が理事会の同意を得て指名します。

(4) その他

審査の過程に関するご質問につきましては、一切お答えできません。

7 応募方法

(1) 公募期間

平成31年1月4日（金）～平成31年2月1日（金）

(2) 応募書類（日本語で作成して下さい。）

○ 履歴書（添付の履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴、資格等の必要事項を詳細に記載して下さい。）

- ・ 最近3ヶ月以内の顔写真を貼付のこと。
- ・ 学歴は、義務教育終了後から年代順に記入のこと。
- ・ 職歴は、会社（又は法人）名及び総職員数、所属部課名、役職、役付き組織の規模、職務内容、職責等を年代順に記入のこと。
- ・ 年金関連業務に関する経歴は、志望の動機等欄に詳細に必ず記入のこと。
- ・ 連絡用の電話番号、携帯電話番号及びEメールアドレスを記入のこと。
- ・ 2次選考（面接）に進まれた方は、別途学歴を証明する書類の提出を求められる場合があること。

○ 自己アピール文書

- ・ 添付様式（A4版・横書き（2枚（2,000字）以内））
- ・ 以下のことを中心に、自筆又はパソコンのいずれかで簡潔に作成のこと。
 - i. ご自身の知識、能力、経験、実績等を踏まえ、応募した動機、理由
 - ii. 希望する職務【理事長、理事A（常務理事）又は理事B（運用執行理事）】
 - iii. 応募した職務に関連した提言、抱負等
 - iv. 応募した職務に自らが適任であり、優れていると考えられる点

8 応募書類送付先

〒106-0032

東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル5F

国民年金基金連合会選考委員会事務局

※ 応募書類は、一つの封筒に入れて、必ず一般書留により公募期間最終日までに必着するように郵送して下さい。また、封筒には、「役員応募書類在中」と朱書きして下さい。

※ Eメールによる応募は受け付けません。

9 応募に関する問合せ

国民年金基金連合会選考委員会事務局

(総務部 総務課長 佐々木伸、総務係長 古市康博)

電話 03-5411-1360

Eメール saiyou@npfa.or.jp

10 その他

- 応募書類の返却はいたしません。
- 応募に係る費用は、全額応募者負担とします。
- ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報は、本公募のみに使用し他の目的で使用することはありません。